⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務等から排除する旨の通知「指名除外通知書」を沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く）でないこと。
⑸　企画提案書の提出者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「企画競争実施に係る説明書」参照）。
⑹　企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、沖縄総合事務局長から指名停止を受けていないこと。
⑺　本業務の円滑な遂行及び継続的実施に必要な組織、要員、設備を有していること。
⑻　業務の遂行に必要な関連知識、十分な評価・分析能力、プロジェクト管理能力を有し、過去５年間において国又は独立行政法人の情報システムにおける以下の全ての業務を受注した実績（再委託による業務の実績は含まない）を有すること。（①～④は同一の案件でなくてもよい。）
①　調査分析のコンサルティング業務
②　要件定義のコンサルティング業務
③　調達支援業務
④　「設計・構築・運用業務」それぞれのプロジェクト管理業務
⑼　ＩＳＯ／ＩＥＣ27001及びＪＩＳＱ27001認証のいずれかを取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを確立していること。なお、申請にあたってはこれを証明する書類を添付すること。
⑽　体制を構成する要員（統括責任者、業務実施責任者及び業務実施担当者等）は、以下の資格を保有する要員を配置すること。
なお、申請にあたってはこれを証明する書類を添付すること。
情報処理技術者（プロジェクトマネージャー）又はＰＭＰ（Project Management Professional）

3　手続等
⑴　担当部局　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第二係　電話：098―866―1981
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法
交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）、メール又は窓口で交付を行う。
①　郵送、メールの場合：上記⑴に申し出ること。
②　窓口での交付：令和６年４月11日から令和６年５月21日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、９時00分から17時15分まで。
なお、説明書の交付を希望する場合は、予め⑴の担当まで事前連絡を行うこと。
⑶　企画提案書の提出期限、場所及び方法
①　提出期限：令和６年５月21日17時15分
②　提出場所：⑴に同じ。
③　提出方法：持参、メール又は郵送（書留郵便に限る）によることとする。
なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を企画提案書等に必ず記載すること。
⑷　企画提案に関するヒアリングの有無
ヒアリング　無
但し、企画提案書の内容について担当部局より質問する場合がある。

4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口　3⑴に同じ。
⑶　企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
⑷　企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。
⑸　提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
⑹　特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
⑺　提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
⑻　その他の詳細は説明書による。

5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑵　Subject matter of the contract : Supporting inprovement and solution of Transactions and Inspections manegement system
⑶　Time-limit for the submission of proposals : 17 : 15　21 May 2024
⑷　Contact : Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau Cabinet Office, 2―1―1 Omoromachi, Naha City, Okinawa Prefecture, 900―0006 Japan. Tel 098―866―0031 ext. 2526, 2527

資　格

競争参加者の資格に関する公示

国土交通省の地方整備局（港湾空港関係。）が発注する建設工事、測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）に参加する者に必要な資格で、令和６年度末を有効期限とするものの申請方法等を次のとおり公示する。
令和６年４月11日
国土交通省
東北地方整備局副局長　安部　賢
関東地方整備局副局長　衛藤　謙介
北陸地方整備局次長　植田　雅俊
中部地方整備局副局長　西尾　保之
近畿地方整備局副局長　魚谷　憲
中国地方整備局副局長　牧野　浩志
四国地方整備局次長　森　信哉
九州地方整備局副局長　杉中　洋一
◎調達機関番号　020
◎所在地番号　04、14、15、23、28、34、37、40
1　工事種別及び業種区分
⑴　建設工事　建設工事（港湾空港関係）の工事種別は次の①から⑤に掲げるとおりとする。なお、かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。
①　空港等土木工事（土木一式工事）
②　港湾土木工事（土木一式工事）
③　港湾等しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
④　空港等舗装工事（舗装工事）
⑤　港湾等鋼構造物工事（鋼構造物工事）
⑵　測量・調査及び建設コンサルタント等業務
測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分は次に掲げるとおりとする。
①　測量・調査
②　建設コンサルタント等
2　申請の時期及び場所
申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。以下同じ。）の別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定める提出場所において、随時、申請を受け付ける。
なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、５に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けていない者である場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した国土交通省地方整備局の総務部経理調達課において申請を受け付けるものとする。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）」（以下、「申請書」という。）は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/chisei/index.html
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子メール、郵送又は持参により提出するものとする。申請書及び添付書類（以下、「申請書等」という。）の提出部数は各１部とする。
（建設工事に係る添付書類）
①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し等
③　業態調書
④　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））